

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
行方市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
行方市長

公表日
令和7年3月7日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年4月22日終了】 (2)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)の支給事務【令和6年5月20日終了】 (3)電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯)の支給事務【令和6年9月17日終了】 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する給付金の支給事務 (6)令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の支給事務 (7)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 (8)令和6年度物価高騰対策給付金及びこども加算給付金支給事務
③システムの名称	特別定額給付金事務処理システム、低所得の子育て世帯への加算システム、統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム、府内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)支給対象者ファイル 令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する給付金支給対象者ファイル 令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金支給対象者ファイル 令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)支給対象者ファイル 令和6年度物価高騰対策給付金及びこども加算給付金支給対象者ファイル 宛名情報ファイル1	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)市民福祉部社会福祉課 (4)(8)市民福祉部こども課
②所属長の役職名	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)社会福祉課長 (4)(8)こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)(8)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)(8)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人未満 2) 500人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	行方市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月2日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年4月22日終了】 (2)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)の支給事務【令和6年5月20日終了】 (3)電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯)の支給事務 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度新たに住民税非課税世帯に対する給付金 (6)令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 (7)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年4月22日終了】 (2)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)の支給事務【令和6年5月20日終了】 (3)電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯)の支給事務 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度新たに住民税非課税世帯に対する給付金 (6)令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 (7)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)	事前	
	I-2.特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル 宛名情報ファイル1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)支給対象者ファイル 宛名情報ファイル1	事後	
	I-3.個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、「番号法」)第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、「番号法」)第9条第1項、別表第一 第100項、第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署①部署	市民福祉部社会福祉課	(1) (2) (3) (5) (6) (7)市民福祉部社会福祉課 (4)市民福祉部こども課	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	社会福祉課長	(1) (2) (3) (5) (6) (7)社会福祉課長 (4)こども課長	事後	
	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	(1) (2) (3) (5) (6) (7)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	(1) (2) (3) (5) (6) (7)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	II-1.いつ時点の計数か	令和5年2月5日時点	令和6年6月26日時点	事後	
	II-2.いつ時点の計数か	令和5年2月5日時点	令和6年6月26日時点	事後	
令和6年11月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム、EUCシステム、庁内データ連携システム	事前	
	IV-8 人手を介在させる作業 (追加)			事前	
	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策 (追加)			事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年4月22日終了】            (2)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)の支給事務【令和6年5月20日終了】            (3)電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯)の支給事務【令和6年9月17日終了】            (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)の支給事務            (5)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する給付金            (6)令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金            (7)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)            (8)令和6年度物価高騰対策給付金及びこども加算給付金支給事務</p>	<p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【令和6年4月22日終了】            (2)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)の支給事務【令和6年5月20日終了】            (3)電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯)の支給事務【令和6年9月17日終了】            (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)の支給事務            (5)令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する給付金の支給事務            (6)令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の支給事務            (7)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務            (8)令和6年度物価高騰対策給付金及びこども加算給付金支給事務</p>	事前	
	I-2.特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)支給対象者ファイル 宛名情報ファイル1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給対象者ファイル 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算分)支給対象者ファイル 令和6年度新たな住民税非課税世帯に対する給付金支給対象者ファイル 令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金支給対象者ファイル 令和6年度定額減税補足給付金(調整給付)支給対象者ファイル 令和6年度物価高騰対策給付金及びこども加算給付金支給対象者ファイル 宛名情報ファイル1	事前	
	I-3.個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、「番号法」)第9条第1項、別表第一 第100項、第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	番号利用法第9条第1項、別表135の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	
	I-4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第1項第8号、別表第二 第121項 番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月二十二日内閣府・総務省令第七号) 第59条の4</p> <p>【情報提供の根拠】 なし</p>	番号利用法第19条第8号、別表135の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	事前	
	I-5.評価実施機関における担当部署①部署	(1)(2)(3)(5)(6)(7)市民福祉部社会福祉課 (4)市民福祉部こども課	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)市民福祉部社会福祉課 (4)(8)市民福祉部こども課	事前	
	I-5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	(1)(2)(3)(5)(6)(7)社会福祉課長 (4)こども課長	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)社会福祉課長 (4)(8)こども課長	事前	
	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(1)(2)(3)(5)(6)(7)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)(8)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事前	
	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(1)(2)(3)(5)(6)(7)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	(1)(2)(3)(5)(6)(7)(8)行方市市民福祉部社会福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111 (4)(8)行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事前	
	II-1.いつ時点の計数か	令和5年2月5日時点	令和6年12月23日時点	事前	
	II-2.いつ時点の計数か	令和5年2月5日時点	令和6年12月23日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月7日	②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	事後	
	II 一いつ時点の計数か	令和6年12月23日	令和7年1月20日	事後	